

北海道工業大学公的研究費の管理・監査に関する規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、北海道工業大学（以下「本学」という。）における文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等を中心とした公的研究費（以下「公的研究費」という。）の交付を受けた場合の運営および管理ならびに不正行為の防止および不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 前条に掲げる以外の公的研究費等の交付を受けた場合においても、この規程を準用する。

第3条 本学は、第1条に掲げる目的を達成するため、本学全体を統括し、公的研究費の運営および管理について最終責任を負う最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）として学長をもってこれにあてる。

2 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括し実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）として研究支援センター長をもってこれにあてる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営および管理が行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

第2章 適正な運営および管理の基盤となる環境の整備

第4条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境および体制の構築を図らなくてはならない。

第5条 公的研究費にかかる事務処理手続について明確かつ統一的な運用を図るため、科学研究費補助金等公的研究費事務処理手続の基本ルール（以下「ルール」という。）を別に定める。

2 ルールは、本学すべての教職員に分かりやすく体系化され、例外的な処理は極力これを認めないこととし、特別な事由により例外を認めるときはその事由と処理経過を教職員に明示するものとする。

3 ルールは、常にその運用と実態が乖離せぬよう必要に応じて改正を図られなければならない。

第6条 公的研究費にかかる事務処理は企画運営課が行う。

第7条 公的研究費の執行に関わる教職員（以下「関係者」という。）の権限と責任について次のとおり定める。

(1) 公的研究費により研究にあたる教職員（以下「研究者」という。）は、公的研究費使用計画に責任をもち、使用するときはルールにしたがって必要な書類を企画運営課に提出するとともに、当該研究活動に必要な事由を明示しなければならない。

(2) 企画運営課は、研究者から提出された書類または指示により、ルールにしたがって必要先への発注、納品物等の検収、研究者への納品物等の引渡し、必要先への支払、旅行にかかる旅費の計算、研究者への旅費支給、旅行実施の確認、非常勤雇用者（以下「勤務者」という。）の勤務状況の確認、勤務者への報酬支払等を行う。

(3) 統括管理責任者は、企画運営課を通じて研究者から提示された公的研究費使用の可否について判断するとともに、ルールに沿った運用がなされているかを監視する。

(4) 最高管理責任者は、ルールが運用の実態と乖離していないか、研究分野の特性の違いや合

理的な事由を無視していないかなど、統括管理責任者に指示して見直しや明確かつ統一的な運用を図る。

第8条 研究者は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、公的研究費は公的資金であり、機関による管理を行うという原則と精神を認識する。

2 企画運営課は、専門的な能力による公的研究費の適正な執行と、効率的な研究遂行を支援する立場にあることを認識する。

第9条 関係者の行動規範を次のとおり策定する。

(1) 最高管理責任者は、不正を根絶するには、研究者および組織の自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を教職員に浸透させる。

(2) 統括管理責任者は、不正の背景には個人のモラルの低下だけではなく、組織としての取り組みの不十分という問題が常にありうることを認識する。

(3) 研究者は、公的研究費が公的資金であり、不正の問題が大学全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを十分に認識する。

(4) 企画運営課は、研究活動の特性の把握に努め、研究者に適切な説明を行うとともに、ルールに照らして柔軟かつ迅速な事務処理を行う。

第10条 不正にかかる調査は、第20条第4項に定める北海道工業大学公的研究費内部監査委員会が行う。

2 不正に伴う関係者の制裁については、就業規則第6章第2節（制裁）の規定を準用する。

第3章 不正防止計画の策定および実施

第11条 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することとし、自ら不正防止計画の進捗管理にあたる。

第12条 大学全体の状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を策定し、管理する部署を研究支援センターとする。

第13条 研究支援センターは、不正な取引は研究者と業者との関係が緊密な状況で発生しがちであることを踏まえ、癒着を防止する対策を講じる。

2 統括管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対しては、全学で以降の取引を停止し、その経緯を北海道尚志学園（以下「法人」という。）全体に通知する。

第4章 公的研究費の適正な運営および管理活動

第14条 企画運営課は、統括管理責任者の指示の下、公的研究費の執行状況を適宜確認し、当初計画との比較で著しく執行が遅れている場合はその理由を確認するとともに、必要に応じて研究者に改善を求める。

第15条 勤務者の採用および契約更新にあたり、企画運営課においても勤務者と面談し、契約を更新する場合は、当該勤務者の勤務実績等を確認する。

2 企画運営課は、勤務者採用後においても適宜、面談を行うなど、勤務の状況確認を行う。

第16条 企画運営課は、研究者の旅計画に基づき、後日、その実行状況等を確認する。

第17条 企画運営課は、毎年1回以上、北海道尚志学園経理部による発注・検収業務の監査を受ける。

第5章 情報の伝達を確保する体制の確立

第18条 本学は、公的研究費にかかる学内外からの情報が全教職員に適切に伝達するものとして

次の仕組みを設ける。

- (1) 公的研究費の事務処理手続に関する相談を受け付ける窓口を研究支援センターとする。
 - (2) 公的研究費使用のルールおよび研究全般に関して、学内外からの通報（告発）を受け付ける窓口を副学長とする。
 - (3) 最高管理責任者は、統括管理責任者を通じて、行動規範や公的研究費にかかるルールに対する教職員の理解度について、適宜確認しなければならない。
- 2 副学長は、学内および取引業者等学外からの通報（告発）の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。
 - 3 副学長は、通報（告発）に伴う被通報者が存在する場合は、当該被通報者を誹謗中傷等から保護するための方策を講じる。
 - 4 副学長は、不正にかかる情報を最高管理責任者に逐次報告する。
 - 5 公的研究費の不正使用防止への本学の取組みについて学外へ公表するため、この規程および別に定めるルールを本学ホームページに掲載するものとする。

第6章 モニタリング

第19条 企画運営課長は、毎年9月末、3月末の公的研究費執行状況を事務局長、統括管理責任者および最高管理責任者に報告する。

第20条 最高管理責任者の直轄組織として、北海道工業大学公的研究費内部監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は次に掲げる者をもって構成する。ただし、最高管理責任者が必要と認めた場合は、臨時の委員を加えることができる。

(1) 委員長 副学長

(2) 委員

ア 最高管理責任者が指名する者 若干名（過去に公的研究費の交付を受けたが、当該年度は受けていない教員）

イ 総務課長および管理課長

- 3 委員会は、全学的に管理および監査体制が有効に機能しているか否かを確認するとともに、ルールにも改善すべきことがないか検証する。
- 4 委員会は、第12条に規定した研究支援センターとの連携を強化し、不正が生じたときにはその発生意因に応じた内部監査を実施する。
- 5 委員会は、法人監事および会計監査人と情報や意見の交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施できるよう連携を強化する。
- 6 その他委員会に必要な事項は、別に定める。

第7章 雑 則

第21条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年11月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。